

乳幼児健診と予防接種の年間カレンダー（令和6年度）

行事名	3歳6か月児健診	2歳6か月児健診	1歳6か月児健診	3歳4か月児健診	母子手帳の交付 ※下記日程で郵送の悪い方は、ご連絡ください。
受付	9:30~11:00	12:45~13:00	10:00~10:15	12:45~13:00	12:45~13:00
4月	8日 22日		23日 R4.9月1日~10月23日生	30日 R3.10月生	
5月	7日 20日	24日 R5.12月9日~R6.2月24日			10日 R2.10月~11月生
6月	3日 17日	5日 R5.9月~10月生	25日 R4.10月24日~12月25日生	18日 R3.11月~12月生	
7月	1日 16日	3日 R5.11月~12月生			19日 R2.12月~R3.1月生
8月	5日 19日	9日 R6.2月25日~5月9日		20日 R4.1月~3月生	
9月	9日 24日	18日 R6.1月~2月生	10日 R4.12月26日~R5.3月10日生		6日 R3.2月~4月生
10月	7日 21日	25日 R6.5月10日~7月25日生		15日 R4.4月~5月生	
11月	5日 18日	13日 R6.3月~4月生			
12月	2日 16日		17日 R5.3月11日~6月17日生		13日 R3.5月~6月生
1月	6日 20日	10日 R6.7月26日~10月10日生	8日 R6.5月~6月生		
2月	3日 17日		18日 R4.6月~7月生	14日 R3.7月~8月生	
3月	3日 24日	7日 R6.10月11日~12月7日生	5日 R6.7月~8月生	4日 R5.6月18日~9月4日生	

☆上記の健診等は個別通知しますが、毎月発行の広報まつしまでご確認の上、お越しください。

種類	対象者・接種回数	接種券
小児用肺炎球菌	対象者：生後2月~60月未満（標準接種年齢） 初回は生後2月~7月未満で接種開始 接種回数：標準4回（接種開始年齢により1~4回）	予防接種手帳
B型肝炎	対象者：生後2月~12月未満（標準接種年齢） 生後2月~9月未満 接種回数：3回（3回目は、1回目の接種から139日以上あける）	予防接種手帳
五種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、不活化ポリオ、ヒブ）	対象者：1期初回 生後2~90月未満（標準接種年齢） 初回は生後2月~7月未満 接種回数：3回 対象者：1期追加 生後2~90月未満 接種回数：1回（1期初回3回終了後6~18月あける）	予防接種手帳
二種混合（ジフテリア、破傷風）	対象者：11~12歳（標準接種年齢11歳） 接種回数：1回	個別通知
麻疹風しん混合（MR）	対象者：1期 生後12~24月未満 2期 5歳以上7歳未満で、小学校就学前年度の1年間 接種回数：各1回	予防接種手帳
水痘	対象者：生後12~36月未満 1回目 生後12~15月頃 2回目 1回目接種後6か月~12か月の間隔をあける 接種回数：各1回	予防接種手帳
日本脳炎	対象者：1期初回 生後6~90月未満（標準接種年齢 3歳） 接種回数：3回（3回目は、2回目接種後1年あける） 対象者：2期 9~12歳（標準接種年齢 9歳） 接種回数：1回	予防接種手帳 個別通知
コタウイルス	対象者：1価（生後6週~24週） 接種回数：2回 対象者：5価（生後6週~32週） 接種回数：3回	予防接種手帳
子宮頸がん	対象者：中学校1年生（13歳相当）~高校1年生（16歳相当）の女子 接種回数：2~3回	個別通知

受付日時	対象者
令和6年5月21日 9:30~9:50	R5.10月14日~ R5.12月21日生
令和6年8月5日 11:15~11:35	R5.12月22日~ R6.3月5日生
令和6年10月9日 11:15~11:35	R6.3月6日~ R6.5月9日生
令和7年1月17日 11:15~11:35	R6.5月10日~ R6.8月17日生
令和7年3月18日 9:30~9:50	R6.8月18日~ R6.10月18日生

☆予防接種は、かかりつけ医にご相談のうえ、計画的に接種しましょう。

☆お子さまの発育・発達のこと、離乳食のことなど、相談は随時受付ています。

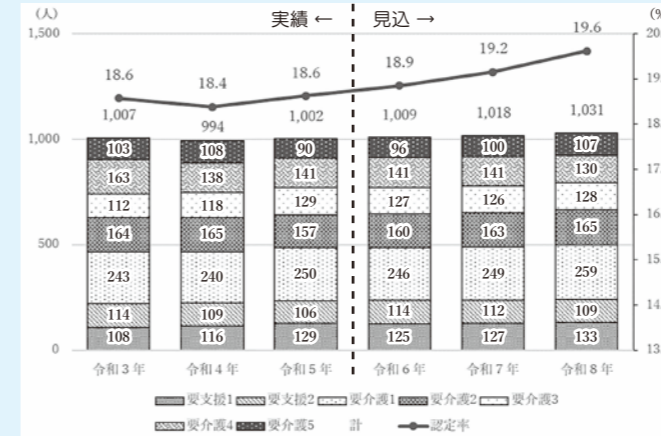
【問合せ】 健康長寿課健康づくり班（保健福祉センターどんぐり）
保健師・栄養士まで ☎355-0703

松島町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました

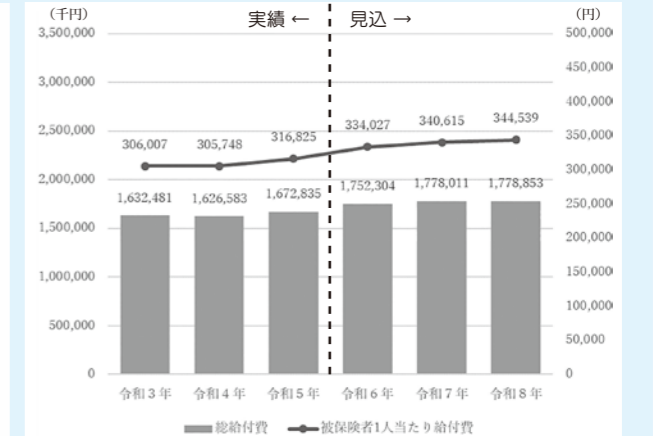
健康長寿課 ☎355-0677

少子高齢化が進む中、町では高齢者が可能なかぎり住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備するための事業を計画したり、介護保険の給付費を見込んで介護保険料を算定するなど、持続可能な介護保険の運営について計画を策定しました。

■松島町の要支援・要介護認定者数の推計



■松島町の介護給付費の推移



令和5年度では総人口の40.1%が高齢者で、そのうち18.6%が要支援・要介護認定者となっています。今後、高齢化は進み、それに伴い要介護認定者の割合も増加し、介護給付費も増加する見込みです。また、65歳以上の5人に1人は認知症を発症すると予測されており、手助けの必要な高齢者が増える見込みです。住民が地域で支え合う体制づくりを推進し、高齢になっても安心して暮らせる地域づくりをすすめる必要があります。

◆介護保険料基準額（月額6,600円⇒6,400円）3%の引き下げ

第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料は、第8期計画期間（令和3~5年度）で必要と見込んだ介護給付費よりも少なく済んだことや財政調整基金を取り崩すことにより、第9期計画期間の介護保険料を引き下げました。

◆ご自身・周りの方の幸せな将来のために

第9期計画期間では、介護保険料が引き下げとなりましたが、松島町の介護保険財政の先行きは決して明るいものではありません。将来的に介護保険給付費が増え続けると、保険料基準額の引き上げにつながります。介護保険料の引き上げを抑える方法はただ一つ。高齢者に限らず子どもから大人まで、みなさんが健康意識を持ち、健康寿命を延ばすことです。そのことで介護サービスを利用する期間が短くなり、介護給付費の上昇が抑えられ、結果的に保険料の上昇を抑えることができます。また、そのほかに健康であれば医療保険や介護サービスの自己負担分もありません。幸せな将来のために、ぜひご自身や周りの方も含め、健康管理について考えてみましょう。

松島町いきいきシニア ガイドブック

保存版!! を全戸配付します。

健康づくりや介護予防、認知症の対応、介護保険サービスの知識など、シニア世代に役立つガイドブックを広報まつしま5月号と同時に全戸配付いたします。ぜひご利用ください。

地域包括支援センターの役割

センターでは、介護予防や認知症に関する相談、高齢者虐待防止、権利擁護など幅広い相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

- 所在地 保健福祉センターどんぐり内
- 連絡先 ☎354-6525